

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

監査公表

- 平成28年度定期監査指摘事項の措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 平成27年度包括外部監査指摘事項の措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

監 査 公 表

静岡市監査公表第8号

地方自治法第199条第12項の規定により静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成29年10月31日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	亀 澤 敏 之
同	中 山 道 晴

記

平成28年度定期監査

- 1 タクシーチケットの残数管理について[駿河区役所地域総務課]

【指摘事項】

金券類の取扱いに関しては、平成16年12月15日に当時の出納課長から通知が発出されており、当該通知によれば、印紙等の金券に類するものについても、市公文書管理規程に定める郵券の管理に準じて取り扱うこととされている。また、平成28年12月27日にもコンプライア

ンス推進課内部統制担当課長及び静岡会計課長からも同様の通知が発出されているところである。

このような中、駿河区地域総務課が区役所内の他課に配布する際のタクシーチケットは管理簿に記録されていたものの、同課が保管しているタクシーチケットの受領に関しては記録が残されておらず、残数管理が行われていなかった。

【措置の状況】

平成28年度からの担当職員が、金券類等の取扱いのルールを認識していなかったことが原因と考え、平成28年度分を正しく処理するとともに、今後、同様の誤りが生じないよう引継ぎ書類へ管理手順を記載しました。

また、担当以外の職員にも、金券類の取扱いに関して示されている、平成28年12月27日付けコンプライアンス推進課内部統制推進担当課長及び静岡会計課長からの通知を回覧し、ルールの徹底について周知しました。

2 受託者の収入について[MICE・国際課]

【指摘事項】

地域資源「伝統芸能芸妓」ブランディング推進事業の事業決裁に添付された積算書においては、鑑賞会等の参加費を受託者の収入とすることとし、事業の実施に要する費用から当該収入見込み額を控除して委託料が積算されており、実際に事業を実施する際には、委託料とは別に受託者が参加者から飲食代、会場費相当分を参加費として収受していた。

しかしながら、契約書においては、何らこのような取扱いを明記した条項が記載されていなかった。

【措置の状況】

事業の実施にあたり、受託者が参加者から飲食代、会場費相当分を参加費として受付の際に収受しているが、その旨が仕様書に明記されていなかったため、平成29年度分の発注にあたり、下記の文章を仕様書に明記することで改善を図りました。

記

仕様書「4 留意事項」に追加

(3) 飲食、会場の借り上げに係る経費は、参加者の負担とし、受託者は当該会場においてそれを実費徴収し、会場管理者に速やかに支払うものとする。

3 歳入調定伺いの起票漏れについて〔観光交流課〕

【指摘事項】

行政財産の目的外使用に係る使用料については、市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例第4条の規定により使用前にその使用料を納付しなければならないとされており、処務事務マニュアルでは、許可期間が複数年にわたる等の一定の要件を満たすものに関しては5月31日までに納付しなければならないこととされている。

しかしながら、下表に掲げる土地に係る行政財産の目的外使用に関しては、許可期間が複数年にわたるものであるため、5月31日までに納付する必要があるところ、予備監査時点(11月11日時点)まで歳入調定伺い及び納入通知書送付の事務手続が行われていなかった。

中部電力(三保及び村松)	本柱3本、支柱1本、支線4条
〃(由比本陣施設内)	本柱1本、支線1条
西日本電信電話株式会社(広重美術館等)	本柱2本、支線2条

【措置の状況】

指摘のとおり、平成28年度は、12月5日に納付期限1月31日(西日本電信電話株式会社静岡支店)、1月31日に納付期限2月28日(中部電力株式会社清水営業所)とした納入通知書送付の事務手続を行い、使用料が納入をされたことを、1月4日(12月22日振込手続)、3月3日(2月28日振込手続)の両日に確認しております。

納付期限の定めに係る認識不足が、事務処理の遅延を招いたため、再発防止に向けて、係において処務事務マニュアルによる収入事務及び行政財産の目的外使用許可手続の手順確認を行いました。

平成29年度は、4月1日に歳入調定伺い、4月25日に、納付期限5月15日(西日本電信電話株式会社静岡支店)、5月19日(中部電力株式会社清水営業所)とした納入通知書送付の事務手続を完了しております。

なお、使用料が納入をされたことを、5月19日(5月15日振込手続)、5月23日(5月19日振込手続)の両日に確認しております。

今後も、事務処理が遅延なく適正に行われるよう処務事務マニュアルに沿った事務執行を徹底してまいります。

4 利用許可後の変更手続について[文化財課]

【指摘事項】

文化財資料館特別展示室兼会議室の利用許可について、市文化財資料館条例第9条では、利用の許可の取消しは、「(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき、(2) 資料館の管理上支障があると認めるとき、(3) 前2号に掲げる場合のほか、必要があると認めるとき」と定められているが、利用の許可を受けた者から利用許可後に口頭で利用日時の一部を取り消す申出があったときに、単に決裁文書を手書きで訂正（利用許可した5日分のうち3日分を取り消し、使用料4,050円を1,620円に訂正）するのみで、条例を根拠とした利用許可の取消手続がされていなかった。

なお、市文化財資料館条例及び同条例施行規則では、利用者の申出による場合の利用の許可の取消しや使用料の還付に関する規定が定められておらず、規定の整備について検討する必要がある。

【措置の状況】

決裁文書の手書き訂正は、公文書の取扱いに対する職員の法令順守の意識が不十分であることが原因と考え、係内研修を実施し、再発防止と法令順守に対する意識向上を図りました。

また、利用許可の取消し及び変更、これに伴う使用料の還付については、他の公共施設との整合をはかりつつ、平成29年度内に規定の整備を行います。

なお、例規を整備するまでの間の利用許可の取消手続きは、申請者からの文書による申請取り下げの申し出に応じて、決裁（課長専決）により処理することとしました。

5 契約書等の記載誤りについて[地域包括ケア推進本部]

【指摘事項】

契約に当たっては、責任の所在を明確にするためにも相手方の名称の記載には特に注意する必要があるが、静岡市認知症疾患医療センター運営事業の実施に当たって締結した契約には、これに関連する書類（原契約、変更契約、見積結果表）ごとに記載された受託者の名称の表現に統一性がなく、法人名称の一部の欠落や代表者の役職名の誤り等が数多く見られた。

【措置の状況】

契約に関連する書類の確認が不十分であったことがその原因と考え、同様の誤りが生じないように、複数の職員で確認することとしました。

なお、平成29年度の契約においては、契約書及び見積結果表の受託者名について、いずれも正式名称を記載しております。

6 再委託禁止規定について〔地域包括ケア推進本部〕

【指摘事項】

静岡市認知症疾患医療センター運営事業において、受託者は連携病院と「連携に関する承諾書」を締結し、身体合併症に対する急性期入院治療等の事業を再委託し、市がこの事業の実施に関し定めた実施要綱でも再委託を認めていたにもかかわらず、当該要綱の規定や事業の内容を考慮せずに、委託契約書第6条で委託業務の第三者への再委託を禁止する規定を残置していた。

【措置の状況】

契約書類の確認が不十分であったことがその原因と考え、同様の誤りが生じないように、全ての書類に食い違いが生じていないか複数の職員で確認し、平成29年度の契約書には、一定の要件を満たした場合に再委託を認める旨を明記しました。

7 予定価格の決定時期について〔清水港振興課〕

【指摘事項】

処務事務マニュアルでは、予定価格は決定者が見積執行直前（前日又は当日）に決定し、予定価格書に記入することとなっているが、清水都市ウォーターフロント活性化推進事業（その2）の委託契約では、予定価格の決定者である所属長が当該ルールを承知していながら、特段の理由もなく見積執行の2日前に予定価格の決定を行っていた。

【措置の状況】

見積執行直前（前日又は当日）は、所属長が本会議等で不在になることを特段の理由と考え、見積執行の2日前に予定価格を決定したものでありますが、担当職員の予定価格の記入時期に対する認識不足と所属長の不在の場合の決定者についての認識不足が主な原因です。

今後、同様の誤りが生じないようにルール順守を徹底するとともに、4月17日に職場研修を実施し、課内全職員に対し処務事務マニュアルを基に、業務手順、特に予定価格の決定については、見積執行直前に行うことの意義（秘密の保持に万全を期すため）、所属長が不在の場合の決定者等について確認をしました。さらに再発防止のために、所属長のスケジュールを

確認した上で、予定価格書の作成を依頼するとともに、「予定価格の決定日」を所属長のスケジュールに登録するなど課内全体のチェック体制の強化を図りました。

8 漁港管理使用料（クレーン）の徴収について[水産漁港課]

【指摘事項】

収納金の取扱いは、市会計規則第123条第4項に基づき、即日又は翌日に指定金融機関等へ払い込むこととされ、やむを得ない理由で会計管理者の承認を得たときは、この限りでないとされている。また、同規則第32条の規定により徴収事務を委託した場合には、徴収事務委託契約書に基づき受託者は市会計規則の定めるところにより、受託事務を取り扱うものとされている。

用宗フィッシャリーナにおけるクレーン使用料の収納金については、徴収事務委託契約により行っていたが、受託者が市会計規則の規定に反して収納の都度金融機関等へ払い込むことなく一括して翌月に金融機関に払い込んでいる事実が明らかになった。所管課は、公金の適正な取扱いについて、受託者に対して必要な指導を直ちに行うべきである。

なお、この事実は、平成28年度指定管理者監査の過程において、既に所管課に伝えていたが、是正されていなかった。

【措置の状況】

受託者が、市会計規則に反して、収納金を一括して翌月に金融機関に払い込んでいた原因は、市から受託者に対し、市会計規則等において規定されている公金の適正な取扱いについての説明を行なっていなかったため、受託者の業務規程に準じ処理が行われていたことによるものです。また、市は収納時の確認において、月ごとの使用料金額の合計のみ確認を行っており、即日又は翌日納入の確認を怠っていました。

このことについては、直ちに受託者に対し是正を求めることを失念していましたが、平成29年2月14日に受託者に対して市会計規則等に基づく公金に対する取扱いについて研修会を行い、公金を即日又は翌日に指定金融機関に納入するよう、指導しました。また、これ以降受託者が収入したクレーン使用料に関しては、当課において受託者から送付された払込に係る領収書と指定金融機関等の発行した納入済通知書の領収日付や受託者の業務日報を照合することで、即日又は翌日の納入を確認しており、今後も引き続きこのような処理を継続してまいります。

9 甲種漁港施設の占用等について〔水産漁港課〕

【指摘事項】

1) 甲種漁港施設（水域施設を除く。）を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築しようとする者は、市漁港管理条例第14条第1項の規定により市長の許可を受け、第17条第1項に基づく占用料を納付するものとされている。

しかしながら、用宗漁港施設の漁具補修保管施設用地（漁具干場）を占用し、建物等を設置している者に対し、同条例の規定の適用を誤り第12条に掲げる当該施設の目的以外の目的に利用する場合に該当させて目的外使用許可を行っていた。その一方で、当該目的外使用許可とされた使用料については、当該許可に係る使用料ではなく、本来の占用料の単位及び金額を用いて算定していた。

2) 上記1)の者に対し、同条例第17条第5項に基づき使用料等を免除していたが、平成27年度については市漁港管理規則第19条及び第20条の規定による甲種漁港施設等使用料等減額・免除承認申請書の提出を受けることなく使用料等を免除していた。

【措置の状況】

1) 市漁港管理条例（以下「条例」という。）の規定の適用を誤り、目的外使用許可としていた原因は、条例の理解不足であります。

そのため、平成29年3月29日に管理係、漁港整備係で係内研修を行うことで所定の規定の正確な理解に努めるとともに、本件に関しては占用許可により対応するものであること、また、使用料ではなく占用料を徴収することを確認し、事務を適切に執行できる体制を整えました。なお、平成29年度の申請については条例等に基づき適正に処理しております。

2) 甲種漁港施設等使用料等減額・免除承認申請書の提出を受けることなく使用料等を免除していた原因は、担当の交代における引継不足によるものです。平成21年度から継続して減免措置を行っていた案件であったため、事務処理にあたり、平成27年度においても免除であると思い込み、減免申請書の提出を確認することなく使用料等を免除してまいりました。この件については、平成29年3月29日に管理係、漁港整備係で係内研修を行い、条例に基づき適正に処理を行うよう周知しました。また、平成27年度の使用料については、当時の漁協側に減免申請提出の意思が、市側も免除決定の意思が、それぞれあったことから、平成29年2月27日付けで、申請書の提出に代えて確認書を取り交わすことにより、双方において債権債務が存在しないことの確認をしました。

なお、平成29年度の使用料等免除の処理については、申請書の提出を受けて、適正に処理しております。

10 共益費の算定誤りについて[水道総務課]

【指摘事項】

水道部及び下水道部の経営拠点である上下水道局庁舎は、テナント部分には賃貸借契約により静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター（以下「CCC」という。）や民間事業者が入居しており、当該庁舎の維持管理に関する共益費、水道料金・下水道使用料及び電気料（以下「共益費等」という。）の支払については、庁舎の所有者である水道部がその全額をいったん支払い、その後、下水道部に対しては下水道事業会計から水道事業会計への負担金を、テナント部分入居者に対しては賃貸借契約書に基づき負担すべき金額をそれぞれ請求し、その額を雑収益として水道事業会計に収入していた。

テナント部分入居者との間で取り交わされた賃貸借契約書では「賃貸借に伴う借受人が負担すべき共益費は、別表に掲げる費用を勘案し、貸付人、借受人協議の上決定するものとする。」とされ、別表には共用部光熱水費、設備保守運転管理業務等、共益費を構成する項目が列記されている。

共益費等について、下水道部及びテナント部分入居者とは貸付面積、使用実績、人数等の数値を用いて按分して算定する方法を取り決めていたが、これらの内容については、下水道部との間では明文の取決めはなく、また、テナント部分入居者との間にも文書化した協議書等は締結されていなかった。

このような状態の中、共益費等について、以下の4件の算定誤りが判明した。

- 1) 上下水道局庁舎の共用部分における共益費の項目のうち、消耗品費及び一般廃棄物処理業務費の算定において、水道部と下水道部との按分の根拠となる職員数を水道部では正しくは113名であるところを118名と、下水道部では正しくは128名であるところを135名と、それぞれ誤って算定したことにより、下水道部及び一部のテナント部分入居者に対する請求金額を誤る結果となっていた。
- 2) 水道料金・下水道使用料は上下水道局庁舎全体での契約となっており、全体使用量を水道部・下水道部、テナント部分入居者への貸付部分に配管された管の口径と取り付けられた個別のメーターから把握した使用量により按分し、さらに、水道部・下水道部の使用量は人数按分し、それぞれの負担すべき金額を決定し、下水道部及びテナント部分入居者への請求金額を算定していた。

しかしながら、平成28年度6・7月分の請求において、水道部・下水道部の使用量数値を誤って算定したことにより、下水道部及びテナント部分入居者に対する請求金額を誤る結果となっていた。

- 3) CCCの給水に係るメーターは、水道部・下水道部に係るメーターから分配されているため、水道部・下水道部の使用量を算定するにはCCCの使用量を減じなければならないが、平成28年6・7月分及び同年8・9月分の水道部・下水道部の使用量については、CCC分を減ずることなく算定したことにより、下水道部及びテナント部分入居者に対する請求金額を誤る結果となっていた。
- 4) テナント部分入居者の電気料については、各入居者への貸付部分の電気設備容量、取り付けられた個別のメーターからの使用量等の項目を用いて請求金額を算定していた。また、水道部・下水道部の電気料については、庁舎全体の金額からテナント部分入居者に係る請求金額を差し引いた後、これを水道部、下水道部がそれぞれ専有する面積で按分し、下水道部に対する請求金額を算定していた。

しかしながら、これらの算定項目である燃料費調整額では平成28年4月から9月分までの数値を、再生可能エネルギー発電促進賦課金では平成28年5月から9月までの数値をそれぞれ誤って用いて算定したことにより、下水道部及び一部のテナント部分入居者に対する平成28年4月から9月分までの請求金額を誤る結果となっていた。

【措置の状況】

共益費の算定誤りについて、指摘のとおり文書化した協議書等が締結されていなかったため、平成29年度から、下水道部との間では文書決裁による取決め、テナント部分入居者との間では協議書を締結しました。(平成29年9月1日付)

- (1) 指摘を受けた誤りは、担当者の算出根拠の誤認識がその原因と考え、今後は、同様の誤りが生じないように、起案前に、担当者以外の職員が、必ず算定項目と数値の確認をするなど、複数人での確認を徹底することとしました。なお、共益費按分の根拠となる水道部、下水道部の職員数を誤っていたことについては、消耗品費及び一般廃棄物処理業務費が確定した平成29年3月末の精算・請求時に修正し、下水道部及びテナント部分入居者に正しい金額を請求し収入しました。
- (2) 指摘を受けた誤りは、担当者の算出方法の誤りがその原因と考え、今後は、同様の誤りが生じないように、起案前に、担当者以外の職員が必ず再計算するなど、複数人での確認を徹底することとしました。なお、水道料金・下水道使用料の平成28年6・7月分の請求に

において、水道部・下水道部の使用量数値を誤って算定したことについては、平成29年1・2月分の請求時に、正しい請求金額と、誤った請求金額との差額を精算した金額を、下水道部及びテナント部分入居者に請求し収入することで修正処理しました。

(3) 指摘を受けた誤りは、担当者の算出方法の誤りがその原因と考え、今後は、同様の誤りが生じないように、起案前に、担当者以外の職員が必ず再計算するなど、複数人での確認を徹底することとしました。なお、水道料金・下水道使用料の請求に係る平成28年6・7月分及び同年8・9月分の水道部・下水道部の使用水量において、CCC分を減ずることなく算定したことによる請求誤りについては、平成29年1・2月分の請求時に、正しい請求金額と、誤った請求金額との差額を精算した金額を、下水道部及びテナント部分入居者に請求し収入することで修正処理しました。

(4) 指摘を受けた誤りは、担当者の算出根拠の誤認識がその原因と考え、今後は、同様の誤りが生じないように、起案前に、担当者以外の職員が、必ず算定項目と数値の確認をするなど、複数人での確認を徹底することとしました。なお、下水道部及び一部のテナント部分入居者の電気料において、算定項目である燃料費調整額では平成28年4月から9月分までの数値を、再生可能エネルギー発電促進賦課金では平成28年5月から9月までの数値をそれぞれ誤って用いて算定したことについては、平成29年1月分の請求時、それぞれの項目で、正しい数値を用いて算定した請求金額と、誤った請求金額との差額を精算した金額を、下水道部及び一部のテナント部分入居者に請求し収入することで修正処理しました。

11 積算額の算出誤りについて〔水道総務課〕

【指摘事項】

市契約規則第10条第2項の規定により、契約における予定価格は適正に定めることとなっていることから、その根拠となる積算額の算出に当たっては正確を期す必要がある。

しかしながら、静岡市上下水道局庁舎開設記念式典設営・運營業務委託契約の積算額に関して、数量の誤りにより積算額が正しい金額と比べ3,100円過大に算出されていた。

【措置の状況】

契約における積算額の誤りについて、担当者が行うべき仕様と積算内容との整合確認が不十分であったことがその原因と考え、今後は、同様の誤りが生じないように、起案前に、担当者以外の職員が、必ず仕様と積算内容との整合確認をするなど、複数人での確認を徹底することとしました。

静岡市監査公表第9号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、静岡市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成29年10月31日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	亀 澤 敏 之
同	中 山 道 晴

記

平成27年度包括外部監査（学校教育に関する事務の執行について）

1 中山間地域学校PTA校外教育支援事業補助金[学校教育課]

(1) 補助対象事業としての適切性について

【指摘事項】

中山間地域に所在する学校が校外教育活動を行う際には、中山間地域に所在しない学校と比べ、多額の交通費が必要となることがある。そこで、それを理由に校外教育活動が行われないことがないように、補助金を交付し、中山間地域における教育の振興に寄与するというのが、この補助金交付の趣旨である。

しかし、この趣旨からすると、中山間地域の学校でも、中山間地域以外の学校でも、同様な交通費を要する事業について、これを補助の対象とすることは、適切ではないと考える。また、このような事業について、中山間地域の学校にのみ、補助金を支出することは、公平性の観点からも問題がある。補助金の交付の趣旨を踏まえて、補助対象事業の定義を再考すべきであると考えている。

【措置の状況】

中山間地域の学校は、現状においても交通条件及び地理的条件に恵まれず、通学や校外教育活動の実施などが困難な状況にあります。その地域間格差を是正し、市街地の学校と同様、必要とされる教育機会を確保することを目的に、保護者の負担する交通費の一部を補助しています。

近年では、さらに児童生徒数が減少しているなか、地域学校間の交流活動や、職業体験・郷土教育等、教育内容のさらなる充実が求められており、校外教育活動にかかるバス借上げ等の保護者の経済的な負担は、市街地にある学校と比べ大きくなっています。

指摘の内容について検討した結果、上記の理由から引き続き当該事業を継続することとしました。

(2) 補助金交付先の公平性について

【指摘事項】

この補助金の交付先は、中山間地域の学校が対象となっているが、市の面積が拡大している現状においては、中山間地域という視点だけではなく、新たに検討すべき地域が生じているのではないかと考えられる。

このような点を考慮し、より多くの幼稚園、小中学校に「地理的条件による学習活動の制限緩和を図る」機会を与えることが出来るように、補助の対象校について、見直しを行う必要があると考える。

【措置の状況】

指摘事項にある旧蒲原町、旧由比町に所在する学校で、市街化区域外の学校における校外教育活動の実態を確認したところ、バスの借り上げをせず、公共交通機関を利用しており、その費用は市街地に所在する学校と比較しても、過度な負担となっている額ではありませんでした。

当該補助金の対象校については、交通条件に恵まれない地域に所在する学校を対象としていることから、指摘事項にある対象校の見直しについては行わないこととしました。